

給水装置

新設  
改造 撤去

申込書

令和 年 月 日



伊勢市長様

整理番号

受付番号



申込人: 現住所, フリガナ, 氏名, 電話

装置場所, 施設の名称及び部屋番号, 伊勢市指定指定給水装置工事事業者 (住所, 事業者名, 電話, 主任技術者氏名, 免状番号), 給水装置分岐承諾, 土地、家屋の所有者承諾, 予定用途

加入金 (口径φ, 金額), (備考), 建築物 (住宅・店舗・アパート (マンション)), 口径変更, 既設撤去メーター (口径φ, 番号, 指針), 水圧試験 (新設管1.75MPa 1分間 (合・不), 既設管0.75MPa 10分間 (合・不)), 残留塩素 (≥0.1mg/l), 本管分岐・宅地内分岐 (不断水割丁字管・サドル分水栓・チーズ・V・C・P・G・A), 手数料 (設計審査 1,000円, 工事検査 1,000円, 手数料計 2,000円), メーター (番号, 口径, 指針, 決定用途, 建物番号 (水栓番号)), 通水(出庫)年月日, 受領者 (事業者名, 氏名), 道路状況 (道路の種類, 路線名), 路面状況 (アスファルト・コンクリート・インターロッキング・砂利・その他), 施行日時 (自年月日, 至年月日, 日間, 午前, 午後), 施行条件 (車両通行止・車両片側交互通行・通行止・大型車通行止・徐行・その他)

(注)加入金及び手数料については、伊勢市上水道給水条例が契約の内容となります。  
1. 工事の施工及び施工後の給水使用については伊勢市上水道給水条例及び同施行規程を固く守ります。  
2. 需要水量の増加、原水の不足、一時的断水及び一時濁水についても異議申しません。  
3. 高台地区、管末及び高層建築物等で水圧、水量の不足があっても異議申しません。  
4. その他上下水道部よりの指示事項はすべて承諾し異議申しません。  
上記事項を遵守の上、伊勢市指定給水装置工事事業者に委任し、給水工事を申し込みます。

受付者: 設計審査 (係, 係長, 水道技術管理者, 課長), 通知 (年月日), 入金 (年月日), 完工検査 (年月日), 使用者台帳, 完工決裁 (係, 係長, 水道技術管理者, 課長)